

別記

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本委託研究開発」とは、本プログラムの下で甲から乙に対して委託される(契約項目)(1)記載の拠点名の研究開発をいう。
- (2) 「委託研究開発費」とは、直接経費と間接経費及び再委託費の合計をいう。
- (3) 「直接経費」とは、本委託研究開発に要する経費をいう。
- (4) 「間接経費」とは、本委託研究開発の実施に伴う乙の管理等に必要な経費として乙が支出する経費をいう。
- (5) 「再委託費」とは、第11条に基づき乙が第三者に対して行う再委託に要する経費をいう。
- (6) 「本COI拠点」とは、本プログラムの下で、(契約項目)(1)記載の拠点名の研究開発を行う組織体をいう。
- (7) 「参画機関」とは、本COI拠点における研究開発に参画する機関であって、年度計画書に掲げる機関をいう。
- (8) 「中核機関」とは、参画機関のうち、本COI拠点における研究開発において中心的役割を担う機関をいう。
- (9) 「サテライト」とは、参画機関のうち、中核機関以外の場所で研究開発を実施する機関をいう。
- (10) 「研究者等」とは、乙に属し本委託研究開発に従事する者の総称をいう。
- (11) 「本委託研究開発実施期間」とは、本契約に基づき本委託研究開発を行う期間(本委託研究開発が中止された場合はその時までの期間)をいう。
- (12) 「本委託研究開発実施予定期間」とは、本契約に基づき本委託研究開発を行うことを予定する期間をいい、(契約項目)(2)記載の期間をいう。
- (13) 「本委託研究開発全実施期間」とは、本委託契約等に基づき本委託研究開発を行う通算期間(本委託研究開発が中止された場合はその時までの期間)をいう。
- (14) 「本事務処理要領」とは、本委託研究開発及びその他本共同研究開発の事務処理のために甲が定めたセンター・オブ・イノベーション(COI)プログラム事務処理要領をいう。
- (15) 「全体計画書」とは、本COI拠点において行われる研究開発の全体的な計画をいう。
- (16) 「年度計画書」とは、本契約に基づく本委託研究開発の事業年度毎の計画(その後の変更を含む。)をいう。
- (17) 「事業年度」とは、各年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。
- (18) 「本委託研究開発成果」とは、本委託研究開発において得られた成果をいう。
- (19) 「本委託契約等」とは、本委託研究開発を委託するために甲乙間で締結する全ての委託研究開発契約(本契約を含む。)を総称していう。
- (20) 「本共同研究開発」とは、本COI拠点において参画機関が行う共同研究開発(本委託研究開発を含む。)を総称していう。
- (21) 「不正行為等」とは、甲が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に定める研究開発活動の不正行為、不正受給及び不正使用を総称していう。
- (22) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
 - ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利
 - イ 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)及び実用新案登録を受ける権利
 - ウ 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)及び意匠登録を受ける権利
 - エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利

用権（以下「回路配置利用権」という。）及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
オ 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び品種登録を受ける権利

カ 前アからオの外国における各権利に相当する権利

キ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）及び外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

ク 前アからキまでに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

(23) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出をいう。

(24) 「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに定める権利に基づく利用行為及びノウハウの使用をいう。

(25) 「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権（登録前にあたっては専用実施権設定の予約）又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権又は著作権若しくはノウハウの使用の独占的許諾の権利をいう。

（法令及び指針等の遵守・善管注意義務）

第2条 乙は、本委託研究開発の実施にあたり、委託研究開発費の原資が公的資金であることを確認するとともに関係する法令等を遵守するものとし、かつ、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。

2 乙は、本プログラムの主旨を踏まえつつ、本契約、事務処理要領、全体計画書及び年度計画書に則り本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。

3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定。その後の改正を含む。）」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日施行／平成26年2月18日改正文科科学大臣決定。その後の改正を含む。）」、本事務処理要領に記載されている「生命倫理及び安全確保に関する国の指針」及び甲が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（以下「ガイドライン等」という。）を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。

4 甲は、ガイドライン等に基づく文科科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全委託研究開発費に係る間接経費の削減、全委託研究開発費の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。

5 乙は、不正行為等の未然防止策の一環として本プログラムに参画する研究者等に対して、研究倫理に関する教材等による履修を義務付けることとする。

（委託研究開発費の支払い）

第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究開発費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費、間接経費及び再委託費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費の30%に相当する額を超えないものとする。

2 甲は、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究開発費の請求

額を乙に支払うものとする。

(計画の変更)

第4条 乙は、年度計画書に記載された本委託研究開発の内容を変更しようとする場合に、次の各号に該当する場合には、事前に計画変更申請書を甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 年度計画書の中で、本事務処理要領において定められた内容に関して変更しようとする場合
- (2) 年度計画書に記載された委託研究開発費の直接経費に関する変更で、内訳項目間で経費の流用を行うことにより、いずれかの内訳項目の金額が直接経費総額の50%を超えて増減する場合

2 甲は、前項の承認をする場合には条件を附することができる。

3 甲は、本委託研究開発実施期間中に、必要に応じ本委託研究開発に関する評価を行うことができるものとする。甲は、当該評価の結果に基づき、本委託研究開発実施期間内においても、(契約項目)(3)に記載する当事業年度及び翌事業年度委託研究開発費の増額又は減額、本委託研究開発実施予定期間の延長又は短縮の他、年度計画書に記載された本委託研究開発の内容に関して甲の判断により変更できるものとする。

4 甲は、前項の変更を行う場合は、次の各号の手続きを行う。

- (1) 本委託研究開発実施予定期間を延長又は短縮する場合、及び(契約項目)(3)に記載する当事業年度及び翌事業年度委託研究開発費を増額又は減額する場合は、乙と変更契約を締結する。
- (2) 前号以外の変更を行う場合は、乙に対して書面にて変更内容を通知する。

(帳簿等の整理・区分経理)

第5条 乙は、本委託研究開発に要した直接経費及び再委託費を明らかにするため、本委託研究開発に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、本委託研究開発全実施期間終了後5年間が経過するまでは保管するものとする。

2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類の他関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならない。

3 乙は、委託研究開発費を年度計画書に記載された経費区分に従い、第4条に定める範囲で甲の定める条件に則して使用しなければならない。また、本委託研究開発に複数の年度計画がある場合には、各年度計画書毎に区分して経理し、それぞれの間で、第4条に定める範囲を越えて経費の流用をしてはならない。

(取得物品の帰属等)

第6条 本委託研究開発のために乙が直接経費及び再委託費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の所有権は、乙に帰属するものとする。

2 乙は、本委託研究開発実施予定期間中に全体計画書又は年度計画書が変更されて、乙以外の参画機関で取得物品を使用する必要がある場合は、甲の承諾を得た上で取得物品を当該参画機関に対して無償で譲渡するものとする。

3 甲は、本委託研究開発の遂行上必要と認められる場合には、甲及び乙が協議の上、甲が所有する物品を乙が使用するため無償で貸与する。

4 乙は、取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、台帳を作成の上、その占有期間中は善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

5 甲は、甲の職員又は甲の指定する者により、取得物品等及び前項に定める台帳を検査することができるものとし、乙は、甲の申し出があった場合には、これに応じなければならない。

(知的財産権の帰属)

第7条 甲は、乙が産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」については「甲」(ただし、同項第2号の「国」

については「国又は甲」とそれぞれ読み替えるものとする。)及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第25条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「国」については「甲」(ただし、同項第2号の「国」については「国又は甲」)、とそれぞれ読み替えるものとする。)

(以下「遵守事項」と総称する。)を遵守することを条件に、乙に所属する研究者等が本委託研究開発の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権(全部又は一部の持分であることを問わない。以下同じ。)を乙から譲り受けられないものとする。ただし、乙が当該知的財産権を放棄した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により乙に帰属した知的財産権について、乙が遵守事項を遵守しない場合、乙は、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならないものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により乙に帰属した知的財産権について、第17条第1項若しくは第25条第1項又は同条第2項に基づき本契約が解除された場合には、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならないものとする。
- 4 甲は、乙に所属する研究者等が本プログラム以外の資金を活用して(契約項目)(1)記載の拠点名の研究開発の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、第1項の規定にかかわらず、譲り受けられないものとする。

(知的財産権の譲渡その他)

第8条 甲は、前条第1項ただし書きに基づき甲に帰属することとなった知的財産権について、出願又は申請後に、乙から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、当該知的財産権の発明者の同意が得られること及び乙が遵守事項を遵守することを条件に当該知的財産権に対して甲が有する持分を適正な対価をもって乙に譲渡することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙から当該知的財産権の譲渡に係る申入れを受けた時点で既に第三者に実施許諾又は譲渡を行っている場合には、当該知的財産権を譲渡しないことができる。

(知的財産権に関する報告・通知)

第9条 乙は、第7条第1項又は第8条第1項の規定に基づき乙に帰属することとなった知的財産権に関して、甲が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。

- (1) 出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権出願通知書により甲に対し通知するものとする。
- (2) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録を受けた日等から60日以内に、甲が別途定める様式による知的財産権設定登録等通知書により、甲に通知するものとする。
- (3) 乙は、第1号の出願又は申請を行った知的財産権を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(ただし、次号に定める専用実施権等の設定若しくは移転を除く)をしたとき、並びにその後の実施の状況及び実施許諾の状況に変化があったとき(ただし、次号に定める専用実施権等の設定若しくは移転を除く)(以下「知的財産権の実施等」と総称する。)は、知的財産権の実施等をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権実施通知書により、甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、甲が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を提出し、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。
- (5) 乙は、専用実施権等(仮専用実施権を含む。)を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、甲が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を提出し、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。
- (6) 前二号に定める知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転(以下「知的財産権の移転等」という。)を行うにあたり、合併若しくは分割により移転する場合又は産業技術力強

化法施行令（平成12年政令第206号）第11条第3項各号に定める場合には、乙は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権設定登録等通知書又は知的財産権実施通知書により、甲に対しそれぞれ通知すれば足りるものとする。

(7) 乙は、知的財産権の移転等を行う場合、当該第三者をして遵守事項を遵守させるものとする。

(知的財産権に関わるその他)

第10条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。

2 甲及び乙が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願又は申請に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。

3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究開発の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。ただし、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）にかかわる著作権については、甲が乙よりプログラム等の納品を受ける際に、両者協議の上、その取扱いを定めるものとする。

4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物にかかわる著作権の実施について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。

(再委託)

第11条 乙は、甲が本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者に再委託することができる。

2 乙は、再委託した業務に関する再委託先の行為について、甲に対し全責任を負うものとする。

3 乙は、再委託をする場合には、本契約に準じた内容で再委託先と委託契約書を締結し、本契約に基づく乙の義務に違反を生じさせないようにするものとする。また、乙は委託契約書の写しを直ちに甲に提出する。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本委託研究開発の実施に当たり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の明示があった情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前二項の規定は適用しない。

(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報

(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報

(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報

(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報

4 甲及び乙は、秘密情報については、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。

5 乙は、研究者等が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、当該研究者等がその所属を離れた後も本委託研究開発全実施期間終了後5年間本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。

る。

- 6 甲及び乙は、研究者等以外の者で本委託研究開発に従事又は関与する者から秘密情報が第三者に漏洩しないように必要な措置を講じなければならない。
- 7 甲及び乙は、実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合には、事前に相手方当事者の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。
- 8 本条の効力は本委託研究開発全実施期間終了後も5年間は存続するものとする。

(研究開発成果の公表)

- 第13条 甲及び乙は、前条に反しない限り、本委託研究開発の実施により得られる本委託研究開発成果を原則として外部に公表することを確認する。
- 2 研究者等が本委託研究開発成果を外部に公表する場合、甲及び乙は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で互いに協力するものとする。
 - 3 甲又は乙による本委託研究開発成果の公表が、甲又は乙の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合には、協議してその対応を決定するものとする。

(研究開発成果の報告)

- 第14条 乙は、本事務処理要領等における甲の指示に従い、甲に対して本委託研究開発成果の内容を報告するものとする。
- 2 甲は、本委託研究開発成果に係る追跡調査、成果展開調査等を行うことができる。乙は、係る調査等に関し、甲が必要とする協力を行うものとする。

(委託研究開発実績報告書及び精算)

- 第15条 乙は、毎事業年度終了後及び本委託研究開発実施期間終了（本委託研究開発が中止となった場合を含む）後30日以内に、別途甲が定める様式による委託研究開発実績報告書を甲に対し提出するものとする。
- 2 甲は、前項の委託研究開発実績報告書を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めるときは、当該事業年度における委託研究開発費の上限額と本委託研究開発の実施に要した経費の額のうち適切と認められた額とのいずれか低い金額を、甲が当該事業年度において支払うべき経費の額として確定し、次項に従って精算する。
 - 3 乙は、当該事業年度において甲が既に支払った概算払い金が前項の甲が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。
 - 4 乙は、本委託研究開発実施予定期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲に提出した上で、当該事業年度における委託研究開発費の未使用額を甲に返還することなく繰越して当該翌事業年度の委託研究開発費として使用することができる。
 - 5 甲は、乙の本契約に基づく経理管理につき確認が必要であると認められる場合、乙に通知の上、本委託研究開発の経理について調査することができる。乙は、係る調査に関し、甲が必要とする協力を行うものとする。

(研究開発の停止又は中止)

- 第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究開発費の使用の停止又は本委託研究開発の中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また乙は、次の1号から3号のいずれかの事由が発生した場合、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

- (1) 本契約における研究開発の担当者の移籍、長期療養若しくは死去、又は研究運営上の重大な問題の発生その他の事由により、本委託研究開発を継続することが適切でないとして甲が判断した場合

- (2) 第17条、第24条又は第25条に定める本契約の解除事由が発生した場合
- (3) 天災その他やむを得ない事由がある場合
- (4) 乙が第2条第4項に定める指示に従わない場合
- (5) 研究者等が第2条第5項に定める義務を果たさない場合
- (6) 必要に応じ行う評価により、本委託研究開発を継続することが適切でないとして甲が判断した場合

2 乙は、前項により甲から本委託研究開発の中止を指示された場合、本委託研究開発はその時点で終了し、前条に従い、委託研究開発実績報告書を甲に提出し、甲と乙間で委託研究開発費の精算を行う。

(契約の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、本契約の解除を要せずに、甲は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部を請求できるものとし、乙は、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。

- (1) 乙が本委託契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
- (2) 乙が本委託契約等に違反したとき。
- (3) 研究者等が不正行為等を行った事実を乙が確認したとき。
- (4) 乙に、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき。
- (5) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合
- (6) 乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合
- (7) 乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合
- (8) 中核機関である乙が参画機関との間で、第20条に従った内容の共同研究の契約を甲の定める期限までに締結できなかった場合
- (9) サテライトである乙が本COI拠点の中核機関との間で、第20条に従った内容の共同研究の契約を甲の定める期限までに締結できなかった場合
- (10) 中核機関である乙においては、本共同研究開発が中止された場合
- (11) サテライトである乙においては、本共同研究開発が中止された場合又は本共同研究開発に関して甲が中核機関と締結した契約が解除された場合

2 乙は、前項各号により甲が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。

(不正行為等に係る研究者等の取扱い)

第18条 甲は、不正行為等を行った研究者等に対して、本プログラムを含む甲の全ての事業について、甲が別途定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づく処分を行うことができるものとする。

2 甲は、国の行政機関及び独立行政法人（甲を除く。）が所掌する競争的資金制度（以下「競争的資金」という。）において処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日に遡って、前項の処分を行うことができるものとする。

3 甲は、国の行政機関および独立行政法人（甲を除く。）が所掌し、国民の税金を原資とする公的資金（競争的資金を除く。）において処分を受けた研究者等について知得したときは、当該処分の決定日以降の処分日を定め、第1項の処分を行うことができるものとする。

(不正行為等の調査)

第19条 乙は、本委託研究開発に関して不正行為等に係る告発（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も含む。）を受け付けた場合又は自らの調査により不正行為等が判明した場合（以下「告発等」

という。)は、予備調査を行うものとし、不正使用にあつては、告発等の受付から30日以内に、又不正行為等(不正使用を除く。)にあつては、あらかじめ定めた期間内(告発等の受付から30日以内を目安)に、告発等の合理性を確認し本調査の要否について、甲に書面をもって報告しなければならない。

- 2 乙は、本調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び調査方法等について甲に書面をもって報告し、協議しなければならない。
- 3 本調査が行われる場合、乙は、不正使用にあつては、あらかじめ定められた期間内(告発等の受付から160日を目安に最長210日以内)に、又不正行為等(不正使用を除く。)にあつては、あらかじめ定めた期間内(本調査の開始後150日以内を目安)に、調査結果(不正行為等に関与した者が関わる国の行政機関等の所管する競争的資金等に係る不正行為等を含む。)、不正発生意因、監査・監督の状況、乙が行った決定及び再発防止計画等を含む最終の調査報告書を甲に書面をもって報告しなければならない。
- 4 乙は、最終の調査報告書を前項の提出期限までに提出することができないとき、調査の進捗状況及び中間報告を含む調査報告書、報告遅延に係る合理的な事由及び最終調査報告書の提出予定日等について書面をもって当該提出期限までに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、調査に特段の支障がある等正当な事由がある場合を除き、甲の求めに応じて、当該事案に関する資料の提出又は甲による閲覧及び甲の指定する職員等による現地調査に応じなければならない。
- 6 甲は、第1項から第4項に定める報告の内容等が十分でないとき、乙において不正行為等の事実を確認したとき又は国の行政機関からの要請等に基づき甲が特に必要と認めるとき、乙に対し、再調査等の指示その他必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 7 第3項において、乙が甲の認める正当な事由なく最終報告書を提出しない場合又は第4項に定める報告が遅延した場合、甲は、ガイドライン等に基づき、乙に対し配分する本プログラムに係る翌事業年度以降の1か年度の間接経費措置額のうち甲の指定する割合で一部削減する等、必要な措置等を指示できるものとし、乙はこれに従う。
- 8 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的資金等(研究終了分を含む。)において研究者等による不正行為等の関与を認定した場合は、調査過程であっても、速やかに甲に報告するものとする。
- 9 甲は、本委託契約等に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断した場合、又は、乙から本委託研究開発以外の競争的資金等における研究者等による不正行為等への関与が認定された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用停止を指示ことができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。

(共同研究の契約)

第20条 中核機関である乙は、次の各号の規定に従うものとする。

- (1) 乙は、別途甲が定める期限までに、本共同研究開発について、全ての参画機関との間で共同研究の契約を締結し、ガイドライン等の遵守義務、第12条の乙の義務と同等の秘密保持義務及び本共同研究開発の成果の取扱いについて定め、本事務処理要領に記載された参画機関又は参画機関に属する者が行うべきものとされる諸業務を参画機関が適切に遂行する義務を負担し、かつ、本契約上の乙の義務に違反を生じさせないよう措置するものとし、締結後直ちに当該共同研究の契約の写しを甲に提出する。
- (2) 乙は、前号の共同研究の契約が終了した場合、直ちに甲に書面で通知しなければならない。

(乙の責任及び事故報告等)

第21条 本委託研究開発の過程で乙、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合においても、乙はその費用と責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。ただし、明らかに甲の責に帰すべき理由により損害が生じた場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の損害が生じた場合、甲に対し速やかにその詳細を書面により報告しなければならない。

(存続条項)

第22条 第5条から第10条、第13条第1項及び第3項、第14条、第15条、第16条第2項、第17条から第19条、第21条から第23条の規定は、本委託研究開発全実施期間終了後も存続するものとする。

(管轄)

第23条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特約)

第24条 本委託研究開発実施予定期間が複数の事業年度に亘る場合であって、本契約に基づく本委託研究開発の開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、甲は、(契約項目)(3)に記載する当事業年度及び翌事業年度委託研究開発費の減額又は本契約の解除を行うことができる。この場合、乙に損害が生じて甲は何ら責任を負うことを要さない。

- (1) 独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の規定に基づき定められた中期目標の期間終了時における検討において、国が予算停止措置等の判断をした場合
- (2) その他、本プログラムに対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合

(反社会的勢力の排除)

第25条 乙は、以下の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し、甲は、以下の各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又は参画機関が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 乙又は参画機関の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (3) 乙又は参画機関の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約履行のために使用する委任先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。

2 甲は、本契約の履行に関連して以下の各号の一に該当する行為が行われたときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又は参画機関の役職員が、甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- (2) 乙又は参画機関の役職員が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
- (3) 乙又は参画機関の役職員が、反社会的勢力である第三者をして前二号の行為を行わせること。
- (4) 乙又は参画機関が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- (5) 乙又は参画機関の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。

3 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。

4 甲は、第1項及び第2項の各号の規定により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を乙から徴収するものとする。

(協議)

第26条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲及び乙が誠実に協議の上定めるものとする。

「以下、余白」

当事業年度における委託研究開発費の内訳

単位：円

事業年度		平成 27 事業年度
費目		
I 物品費	設備備品費	
	消耗品費	
II 旅費		
III 人件費・謝金		
IV その他		
直接経費 (I -IV) 小計		
間接経費 (〇〇%)		
合 計 (うち消費税額及び地方消費税額)		

当事業年度における研究開発の目的

乙における研究開発の担当者